



福岡県医発第 873 号（総）

平成 22 年 7 月 16 日

小郡三井

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会 長 松 田 峻 一 良

（公印省略）

平成 22 年毎月勤労統計調査（特別調査）の実施に対する協力について

厚生労働省が指定統計として継続的に実施している標記調査について、日本医師会より協力要請があり、第 11 回全理事会（H22. 7. 8）にて協議の結果、本会としてもこの調査に協力することにいたしました。

つきましては、貴会内での対象医療機関より問い合わせ等がございましたら、本調査にご協力いただきますよう貴職よりご高配の程よろしくお願い申し上げます。

なお、特別調査は、常用労働者 1～4 人を雇用する小規模事業所における賃金、労働時間、雇用の変動を明らかにするための調査であり、日本全国から無作為に選んだ地域の医療機関を対象に、年 1 回 8 月から 9 月にかけて統計調査員が訪問して行います。

小郡三井医師会より

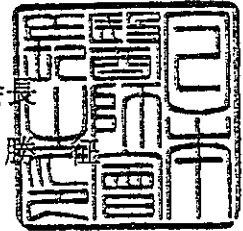
医業経営担当理事 廣瀬真恵
会 長 蒲池 壽

平成 22 年 6 月 28 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

原 中 勝一



平成 22 年毎月勤労統計調査特別調査に対する調査協力依頼について (依頼)

厚生労働省ではわが国の雇用、賃金、労働時間の変動を明らかにするため「毎月勤労統計調査」(指定統計第 7 号)を実施しております。

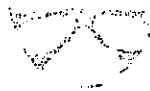
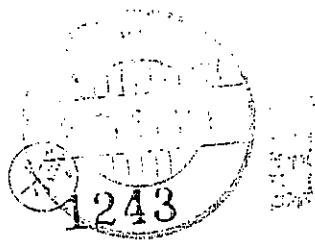
この度、平成 22 年調査として「特別調査」を実施するにあたり「別紙写」にて協力方要請があり、本会は従来通り協力することと致しました。

つきましては、下記の通り関係資料を送付致しますので、貴会におかれましては引き続き本調査にご協力方よろしくご高配賜りたくお願い申し上げます。

記

1. 本会宛ての調査協力依頼文書
2. 毎月勤労統計調査要綱
3. 調査票 (特別調査)
4. 毎月勤労統計調査 パンフレット等
5. 平成 21 年毎月勤労統計調査特別調査結果の概況
6. 毎月勤労統計調査特別調査 指定調査区 市区町村名一覧





統 発 0 6 1 7 第 2 号
平成 22 年 6 月 17 日

日本医師会
会長 原中 勝征 様

厚生労働省大臣官房統計情報部長



平成 2 2 年 毎月 勤 労 統 計 調 査 特 別 調 査 に 対 す る 調 査 協 力 依 頼 に つ い て

拝啓 時下ますますご隆盛のこととお喜び申しあげます。

「毎月勤労統計調査」（統計法に基づく基幹統計調査）の実施につきましては、日頃からご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、毎月勤労統計調査のうち「特別調査」は、日本標準産業分類の 16 大産業に属し、1～4 人の常用労働者を雇用する小規模事業所における賃金、労働時間、雇用の変動を明らかにするため、年 1 回（7 月 31 日現在について）実施しています。

調査は、標本理論に基づいて日本全国から無作為に選んだ地域（別添「指定調査区市町村名一覧」内にある地域）に所在するすべての事業所を 8 月～9 月にかけて統計調査員が訪問して、事業所の常用労働者数や主な生産品や事業の内容等を確認し、そのうち常用労働者を 1～4 人雇用する事業所について特別調査を実施します。

つきましては、統計調査員が伺いましたら調査にご回答いただけますよう、貴会会員の事業所に調査についてご周知願います。

ご参考までに、毎月勤労統計調査要綱、毎月勤労統計調査特別調査の調査票、「平成 22 年 毎月勤労統計調査特別調査について」、「毎勤だより」及び平成 21 年調査結果（概況）、ポスター（縮小版）、特別調査イメージキャラクター「特ちゃん」を各 1 部を同封いたします。

なお、同封いたしました資料の電子ファイルをご利用頂ける場合は、メール又は電子媒体でお送り致しますので、お手数ですがご連絡をお願いいたします。

今後とも、毎月勤労統計調査にご協力いただきますようお願い申し上げます。

敬具

担当 厚生労働省 大臣官房統計情報部
雇用統計課毎勤第一係 竹田
Tel. 03-5253-1111 （内線 7626）
E-mail takeda-yuu@mhlw.go.jp

毎月勤労統計調査要綱

1 調査の種類

この調査は、全国調査、地方調査及び特別調査の3種類とする。

2 調査の目的

この調査は、雇用、給与及び労働時間について、全国調査にあつてはその全国の変動を、地方調査にあつてはその都道府県別の変動を毎月明らかにすることを目的とし、特別調査はこれらを補完することを目的とする。

3 調査の範囲

(1) 地域

日本国全域とする。

(2) 産業

次に掲げる産業とする。

- イ 鉱業、採石業、砂利採取業
- ロ 建設業
- ハ 製造業
- ニ 電気・ガス・熱供給・水道業
- ホ 情報通信業
- ヘ 運輸業、郵便業
- ト 卸売業、小売業
- チ 金融業、保険業
- リ 不動産業、物品賃貸業
- ス 学術研究、専門・技術サービス業
- ル 宿泊業、飲食サービス業
- ヲ 生活関連サービス業、娯楽業（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く。）
- ワ 教育、学習支援業
- カ 医療、福祉
- ヨ 複合サービス事業
- タ サービス業（他に分類されないもの）（外国公務を除く。）

(3) 事業所

- イ 全国調査及び地方調査
常用労働者を常時5人以上雇用する事業所とする。
- ロ 特別調査
調査期日現在において、常用労働者を5人未満雇用する事業所とする。

4 調査対象

(1) 全国調査

- イ 調査の範囲に属する事業所の中から、厚生労働大臣が指定する事業所とする。
- ロ 指定は、常用労働者を常時30人以上雇用する事業所（以下「全国調査第一種事業所」という。）と常用労働者を常時5人以上30人未満雇用する事業所（以下「全国調査第二種事業所」という。）とに分けて行うこととする。
- ハ 全国調査第二種事業所は、事業所・企業統計調査の調査区の中から選定した調査区内に所在する事業所の中から指定する。

(2) 地方調査

- イ 調査の範囲に属する事業所の中から、厚生労働大臣が指定する事業所とする。
- ロ 指定は、常用労働者を常時30人以上雇用する事業所（以下「地方調査第一種事業所」という。）と常用労働者を常時5人以上30人未満雇用する事業所（以下「地方調査第二種事業所」という。）とに分けて行うこととする。
- ハ 地方調査第二種事業所は、事業所・企業統計調査の調査区の中から選定した調査区内に所在する事業所の中から指定する。
- ニ 全国調査の指定事業所は、必ず地方調査の指定事業所として指定する。

(3) 特別調査

- 事業所・企業統計調査の調査区の中から厚生労働大臣が指定する調査区内に所在する調査の範囲に属する事業所とする。

5 調査事項

(1) 全国調査及び地方調査

- イ 主要な生産品の名称又は事業の内容
- ロ 調査期間及び操業日数
- ハ 企業規模
- ニ 性別常用労働者数及びパートタイム労働者数並びに常用労働者に係る性別異動状況、出勤日数、所定内労働時間数、所定外労働時間数、きまって支給する給与額及び特別に支払われた給与額
- ホ 常用労働者に係る超過労働給与額及び特別に支払われた給与の名称別金額
- ヘ パートタイム労働者に係る異動状況、出勤日数、所定内労働時間数、所定外労働時間数、きまって支給する給与額、超過労働給与額及び特別に支払われた給与額
- ト 雇用、給与及び労働時間の変動に関連する事項

(2) 特別調査

- イ 事業所名
- ロ 主要な生産品の名称又は事業の内容
- ハ 調査期間
- ニ 企業規模
- ホ 常用労働者の数
- ヘ 常用労働者ごとの次に掲げる事項
 - a 氏名及び性
 - b 通勤又は住込みの別及び家族労働者であるかどうかの別
 - c 年齢及び勤続年数

- d 出勤日数及び1日の実労働時間数
- e きまって支給する現金給与額
- f 特別に支払われた現金給与額

6 調査期日

(1) 全国調査及び地方調査

毎月末現在（給与締切日の定めがある場合には、毎月最終給与締切日現在）について行う。

(2) 特別調査

毎年、7月31日現在（給与締切日の定めがある場合には、7月の最終給与締切日現在）について行う。ただし、5の(2)のへのfに掲げる事項については、調査を実施する年の前年の8月1日から、調査を実施する年の7月31日までの期間について行う。

7 調査機関

(1) 都道府県知事は、その管轄区域内の調査に関し、統計法施行令で「雇用、給与及び労働時間の変動を全国的及び都道府県別に明らかにすることを目的とする基幹統計」について都道府県知事が行うこととされている事務を行う。

(2) 都道府県知事は、全国調査第一種事業所及び地方調査第一種事業所の事業主に、その事業所の職員の中から記入担当者を設けさせ、調査票の作成の補助及び都道府県知事との連絡に当たらせる。

(3) 全国調査（全国調査第二種事業所に係るものに限る。）、地方調査（地方調査第二種事業所に係るものに限る。）及び特別調査に関して、都道府県に設置される統計調査員は、調査票の作成、提出及び都道府県知事との連絡を行う。

8 調査方法

(1) 全国調査

イ 全国調査第一種事業所の事業主は、様式第1号の調査票を1部作成し、調査月の翌月の10日までに都道府県知事に提出する。全国調査第二種事業所については、統計調査員が様式第2号の調査票を1部作成し、調査月の翌月の10日までに都道府県知事に提出する。

ロ 全国調査第一種事業所又は全国調査第二種事業所の事業主等は、厚生労働省の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と、報告をしようとする者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して報告することができる。

この規定により報告された場合は、当該電子計算機に備えられたファイルへの記録がされたときに調査票が都道府県知事に到達したものとみなす。

ハ 都道府県知事は、イ又はロにより提出された全国調査の調査票を審査し、これを取りまとめの上、調査月の翌月の15日までに厚生労働大臣に提出する。

ただし、ロの規定により提出された調査票は、都道府県知事が審査を終了したときに調査票が厚生労働大臣に提出されたものとみなす。

(2) 地方調査

イ 地方調査第一種事業所の事業主は、様式第3号の調査票を2部作成し、1部を控えとして事業所に保存し、1部を調査月の翌月の10日までに都道府県知事に提出する。地方調査第二種事業所については、統計調査員が様式第4号の調査票を2部作成し、1部を控えとして事業所に保存し、1部を調査月の翌月の10日までに都道府県知事に提出する。

ロ 地方調査第一種事業所又は地方調査第二種事業所の事業主等は、厚生労働省の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と、報告をしようとする者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して報告することができる。

この規定により報告された場合は、当該電子計算機に備えられたファイルへの記録がされたときに調査票が都道府県知事に到達したものとみなす。

(3) 特別調査

イ 統計調査員は、厚生労働大臣が指定した調査区内の調査対象事業所について、様式第5号の調査票を1部作成し、調査を実施する年の9月10日までに都道府県知事に提出する。

ロ 都道府県知事は、統計調査員から提出された調査票を審査し、これを取りまとめの上、調査を実施する年の9月30日までに厚生労働大臣に提出する。

9 集計事項

(1) 全国調査

次の事項について全国集計を行う。

イ 毎月集計する事項

第1表 産業、規模、性・就業形態別月末常用労働者数、増加・減少常用労働者数、一人平均月間出勤日数、労働時間内訳別一人平均月間実労働時間数及び給与内訳別一人平均月間現金給与額

ロ 毎年夏季（6月、7月及び8月を合算）及び年末（11月、12月及び1月を合算）の賞与について、次の集計を行う。

第2表 産業、規模別一人平均賞与支給額、賞与支給事業所数割合、賞与支給労働者数割合及び一人平均賞与支給月数

ハ 毎年9月分について、次の集計を行う。

第3表 産業、規模及び一人平均きまって支給する給与階級別事業所数

(2) 地方調査

次の事項について都道府県別に集計を行う。

イ 毎月集計する事項

第1表 産業、規模、性・就業形態別月末常用労働者数、増加・減少常用労働者数、一人平均月間出勤日数、労働時間内訳別一人平均月間実労働時間数及び給与内訳別一人平均月間現金給与額

ロ 毎年夏季（6月、7月及び8月を合算）及び年末（11月、12月及び1月を合算）の賞与について、次の集計を行うことができる。

第2表 産業、規模別一人平均賞与支給額、賞与支給事業所数割合、賞与支給労働者数割合及び一人平均賞与支給月数

(3) 特別調査

次の事項について集計を行う。

イ 全国集計する事項

第1表 産業、企業規模、性、通勤・住込み、家族・家族以外の別平均年齢、平均勤続年数、一人平均1日の実労働時間数、一人平均月間出勤日数、一人平均月間きまって支給する現金給与額、一人平均年間特別に支払われた現金給与額及び常用労働者数

第2表 産業、性、年齢階級、勤続年数階級、通勤・住込み、家族・家族以外の別一人平均月間きまって支給する現金給与額及び常用労働者数（企業規模1～4人）

第3表 産業、企業規模、性、年齢階級、通勤・住込み、家族・家族以外、月間きまって支給する現金給与額階級別常用労働者数

第4表 産業、企業規模、性、年齢階級、通勤・住込み、家族・家族以外、1日の実労働時間数階級別一人平均月間きまって支給する現金給与額及び常用労働者数

ロ 都道府県別に集計する事項

第5表 産業、性別一人平均1日の実労働時間数、一人平均月間出勤日数、一人平均月間きまって支給する現金給与額、一人平均年間特別に支払われた現金給与額及び常用労働者数

10 集計方法

(1) 全国調査及び特別調査

集計は、厚生労働省大臣官房統計情報部において行う。

(2) 地方調査

イ 集計は、都道府県統計主管課において行う。

ロ 都道府県知事は、集計が完了したときは、結果原表を作成し保管するとともに、その写を11の(2)のイの規定に基づく公表前であって、調査月の翌々月の10日までに厚生労働大臣に提出する。

11 結果公表の方法及び期日

(1) 全国調査

イ 厚生労働大臣は、毎月集計する事項のうち、主要なものは調査月の翌々月10日までに毎月勤労統計調査全国調査結果速報として公表し、その他の集計事項については、集計完了次第公表する。

ロ 集計結果の詳細な事項は、毎月勤労統計調査全国調査結果報告として公表するとともに、その概要を最近の労働統計調査月報に掲載する。

(2) 地方調査

イ 都道府県知事は、毎月集計する事項のうち、主要なものは、調査月の翌々月中に毎月勤労統計調査地方調査結果速報として公表し、その他の集計事項は、集計完了次第公表する。

ロ 厚生労働省大臣官房統計情報部長は、地方調査の結果をとりまとめの上、毎月

勤労統計調査地方調査結果報告として公表する。

(3) 特別調査

厚生労働大臣は、調査結果について、毎月勤労統計調査特別調査結果報告として、調査を実施した年内に公表する。

12 関係書類の保存期間及び保存責任者

(1) 保存期間

調査票又は調査票を収録した磁気媒体は、3年とする。

全国調査及び特別調査の結果原表又は結果原表を収録した磁気媒体は永久とし、地方調査の結果原表又は結果原表を収録した磁気媒体は10年とする。

(2) 保存責任者

全国調査及び特別調査の調査票及び結果原表は、厚生労働大臣とする。地方調査の調査票及び結果原表は、都道府県知事とする。

13 その他

この要綱に基づく調査は、平成21年4月1日から実施し、旧要綱は、平成21年3月31日をもって廃止する。



毎月勤労統計調査特別調査票

(平成 年 7 月 分)

厚生労働省

1 事業所名 (電話) 局 番	都道府県番 号	調 査 区 番 号	事業所一連番号	※産業分類番号		企業規模番号
				大	中	

2 主要な生産品又は事業の内容は何ですか。 (主要なものとは、総収入の最も多いものです。)	3 調査期間は、いつからいつまででしたか。(6月の最終給与締切日の翌日から7月の最終給与締切日までの1カ月間です。) 月 日から 月 日まで	4 調査期間末日の常用労働者数は何人でしたか。 人	5 企業（同一会社に属するすべての事業所）の全常用労働者数は、何人ですか。 該当する番号を○で囲んでください。 (1) 30人以上 (2) 5～29人 (3) 1～4人
--	---	----------------------------------	--

常用労働者について記入してください。 常用労働者とは、期間を定めず、又は1カ月を超える期間を定めて雇われている者及び日々又は1カ月以内の期間を定めて雇われている者で前2カ月(5月及び6月)の各月にそれぞれ18日以上貴事業所に雇われた者をいいます。										次の者は除きます。 ○事業主又は法人の代表者 ○無給の家族従業者									
1 氏名又は符号	2 性		3 通 勤 ・ 住 込 み の 別 (注)		4 家族労働者であるかどうかの別		5 年 齢	6 勤続年数	7 出 勤 日 数 (1時間でも就業した日は1日に数えてください。有給休暇は含めないでください。)	8 1日の実労働時間数 (7月中の通常日の労働時間を記入してください。休憩時間は除きます。)	9 きまって支給する現金給与額 (毎月同じように支給される給与(税込み)で、残業手当を含みます。) (100円未満は四捨五入してください。)					10 昨年の8月1日から今年の7月31日までに特別に支払われた現金給与額(夏季又は年末の賞与、3カ月を超える期間で算定される給与、ベースアップの差額追加分及び支給事由の発生が不確実な給与の総額(税込み)です。毎月きまって支給する給与は含みません。)			
	男	女	通	住	家族	家族以外					百万	拾万	万	千	百円		百万	拾万	万
	1	1	2	1	2	1	2												
	2	1	2	1	2	1	2												
	3	1	2	1	2	1	2												
	4	1	2	1	2	1	2												

(注) 住込みとは、家族労働者であるかどうかを問わず、事業所の構内又は事業主の住宅内に居住し、常態として食事の提供を受けている者をいいます。

備 考	面接者氏名	調査票作成 年 月 日	年 月 日	統 計 調査員印
-----	-------	----------------	-------	-------------

※印欄は記入しないでください。

この調査は、統計法に基づく基幹統計を作成するために行う調査です。

この調査の対象となった事業所の方々は統計法に基づく報告の義務があり、報告の拒否や虚偽報告については罰則があります。

この調査の実施に当たっては、特に必要がある場合には、資料の提出のお願いや関係者の方々への質問を行うことがあります。

事業主の皆さまへ

厚生労働省
都道府県

平成22年 毎月勤労統計調査 特別調査について

謹啓 時下ますますご清栄のことと存じます。

お忙しいところ、貴重なお時間をいただきありがとうございます。

この度、毎月勤労統計調査特別調査を行うための調査区として、この地域が指定されました。

調査に先立ち、統計調査員が皆様の事業所にお伺いして、事業所の名称、常用労働者数などを把握する「準備のための調査」をさせていただきます。

「準備のための調査」では、まず、指定した地域の最新の事業所名簿を作成いたします。この名簿は、調査の対象となる事業所を整理するためのもので、他の用途に使用することは絶対にありません。

また、統計調査員は知事が任命した公務員であり、調べた事からについて他に漏らすことは、統計法で固く禁じられています。

正しい統計結果を出すために、まず、事業所の名簿が最新のものであることが必要です。統計調査員の質問には、ありのままをお答えくださいますようお願いいたします。

敬 白

毎月勤労統計調査特別調査とは？

常用労働者5人以上の事業所を対象に毎月行っている毎月勤労統計調査（給与や労働時間、雇用の変動を毎月明らかにする調査）を補うために常用労働者1～4人の事業所を対象に年1回行う調査です。

対象の範囲は、農業、林業、漁業、家事サービス業、外国公務及び一般公務を除く事業所です。

調査の結果は、小規模事業所の実態を示すものとして最低賃金の決定に係る審議会資料に使用される等、行政施策の企画・立案に役立てられています。

なお、この調査は国の重要な統計を作成するための調査として、統計法に基づく「基幹統計調査」とされています。

調査の流れ

厚生労働省

調査区の指定

統計調査員

調査区内の最新の事業所名簿を作成
(事業活動の内容、労働者数などをお尋ねします)。



統計調査員

調査区内の常用労働者数1～4人の事業所
すべてに調査をお願いします。
常用労働者ごとの性別、通勤・住込みの別、
家族労働者であるかどうかの別、年齢、勤
続年数、出勤日数、1日の実労働時間数、
きまって支給する現金給与額、年間の特別
給与額について調査いたします。

統計を作成する目的
以外に使用することは
絶対にありません。



厚生労働省

統計作成



基幹統計調査とは？

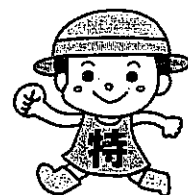
A

国の重要な統計を作成するための調査として、統計法に基づき承認された統計調査のことです。

対象になった方は、統計法により調査に回答しなければなりません。一方、秘密の保護などについて厳重な規定が定められています。

国勢調査、経済産業省生産動態統計調査、経済センサスなども基幹統計調査です。

ご不明な点などがありましたら、下記までご連絡ください。



毎月勤労統計調査特別調査
イメージキャラクター
「とくちゃん」



厚生労働省大臣官房統計情報部（雇用統計課）

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

TEL 03-5253-1111 内線 7605～7607、7626、7609、7610、7626

毎月勤労統計調査の結果は、厚生労働省のホームページ「最近公表の統計資料」にも掲載されています。(http://www.mhlw.go.jp)

日本の労働最前線をチェック

毎月勤労統計調査

賃金、労働時間や
雇用の動きを
毎月調べている
大切な調査です。

調査票の作成・提出は
インターネットが
便利です!

調査結果は、経済指標の一つとして
景気判断や、社会保障制度を
検討する際の基礎資料として
使われます。

調査で知り得た
秘密の保護は
万全です!

まいちゃん

毎

きんちゃん

勤

特別調査も、
毎年夏に
1回行われます。

調査で得た情報は、統計を作成するためだけに使用します。
税金の徴収や、労働局の調査などに使われることはありません。

事業主の皆さま。
調査へのご理解、ご協力をお願いします。

国の調査名をかたって不正に情報を収集する
“かたり調査”には十分ご注意ください。

とくちゃん

特

毎月勤労統計調査特別調査 指定調査区 市区町村名一覧

都道府県 コード 市区町村名

福岡県 101 北九州市 門司区
 福岡県 103 北九州市 若松区
 福岡県 106 北九州市 小倉北区
 福岡県 107 北九州市 小倉南区
 福岡県 109 北九州市 八幡西区
 福岡県 131 福岡市 東区
 福岡県 132 福岡市 博多区
 福岡県 133 福岡市 中央区
 福岡県 134 福岡市 南区
 福岡県 135 福岡市 西区

福岡県 136 福岡市 城南区
 福岡県 202 大牟田市
 福岡県 203 久留米市
 福岡県 204 直方市
 福岡県 205 飯塚市
 福岡県 206 田川市
 福岡県 210 八女市
 福岡県 211 筑後市
 福岡県 212 大川市
 福岡県 216 小郡市

福岡県 217 筑紫野市
 福岡県 218 春日市
 福岡県 224 福津市
 福岡県 226 宮若市
 福岡県 228 朝倉市
 福岡県 230 糸島市
 福岡県 349 糟屋郡 粕屋町
 福岡県 383 遠賀郡 岡垣町
 福岡県 384 遠賀郡 遠賀町
 福岡県 503 三井郡 大刀洗町

都道府県 コード 市区町村名

福岡県 605 田川郡 川崎町
 福岡県 621 京都郡 苅田町

都道府県 コード 市区町村名